



勝利判決の記念撮影。

(写真提供 東部労組)

「みなし労働時間制は適用できない」との歴史的判決！

S(阪急トラベルサポート)支
部の旅行添乗員たちが、添乗
員派遣会社である「阪急トラ
ベルサポート」(本社・大阪市、
阪急交通社の100%子会社)を
相手取つて未払い残業代の支
払いを求め、集団提訴した計

3本の裁判のうち、08年10月
に提訴した第3陣(原告・豊田
組合員。対象は国内宿泊旅行)
の判決公判が5月11日、東京
地裁で行われ、組合が完全勝
利の判決を勝ち取りました。

全国に1万人以上いる派遣
添乗員は、1日15時間、16時
間という超長時間労働を定
額・低額の日当(9千円)以外
に1円の残業代もなく強いて
られています。旅行业界の調
査によると、平均年収は約230
万円にしかならず、その要因
は法律を拡大解釈した「偽装
事業場外みなし労働」です。

事業場外みなし労働(労基
法38条の2)には法的に厳格
な要件が定められています。

単に事業場外(会社の外)で労

「偽装みなし労働」残業代請求裁判で勝利判決！

「みなし労働時間制は適用できない」との歴史的判決！

たたかいで 現場から

いていいのではなく、

労働」を続けているのです。

しかし、今回の判決において、会社の主張は全面的に否

定されました。裁判所は、派

遣添乗員への「みなし労働時

間」の適用は認めないと明確

に指摘し、請求額全額の56万

2千930円の支払いを命じると

共に、ペナルティとして請求

額と同額という最高額の付加

金支払いも命じました。

判決文の中で裁判所は、「会

社は……就労場所が事業場外

であっても、原則として……

労働時間を把握する義務があ

る。客観的にみて労働時間を

把握・算定することが可能で

あれば、事業場外でも労働基

準法38条の2第1項(みなし

労働時間制)の適用はない」と明確に判断しています。

また、「行程表なし指示

書」、「添乗報告書なし添乗

日報」などで、労働時間は客

観的に把握できると言い切り

ました。そして、二度に渡る

労働基準監督署の指導にも従

わず、過去の残業代を支払わ

ない会社を厳しく糾弾するた

めに最高額の付加金の支払い

を命じたのです。

阪急トラベルサポートをば

じめすべての会社は、この判

決に従い、添乗員への「みなし労働時間制」適用をただちに中止し、残業代を支払うべきです。(全国一般東京東部労組委員長 菅野存)